

株 主 各 位

東京都葛飾区新小岩一丁目48番1号
株式会社 東京デリカ
代表取締役 木 山 茂 年

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月26日（火曜日）午後7時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 平成24年6月27日（水曜日）午前10時
2. 開催場所 東京都墨田区横網一丁目6番1号
国際ファッションセンタービル3階 KFC Hall
(末尾会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的事項
報告事項 第三十九期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokyo-derica.com>) に掲載させていただきます。
- ◎開催場所が昨年場所より変更となっておりますので、末尾会場ご案内図を参照の上、ご来場をお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成23年4月1日)
(至 平成24年3月31日)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、当初は東日本大震災や原子力発電所の事故の影響による企業活動の停滞が見られましたが、サプライチェーンの復旧や被災地の復興に向けた動きの進行に伴い、緩やかな回復基調で推移してまいりました。一方、欧州の債務危機に伴う景気減速懸念の高まりや円高の長期化等の影響により、景気の先行きについては不透明な状況が続きました。

流通業界におきましても、雇用環境の厳しさや一部のデフレ傾向が続くものの、大震災直後の消費の自粛ムードが徐々に沈静化し、個人消費は緩やかな回復局面を迎えました。

このような状況下で、当社は、「利益の拡大」を目指し、既存店売上上の伸長、商品粗利益率の向上等を図ってまいりました。

既存店につきましては、財布・メンズ・トラベルバッグ、インポートバッグの品揃えの拡充により売上伸長を図るとともに、商品構成の見直し等によりハンドバッグ、カジュアルバッグ、雑貨の売上回復を図ってまいりました。また、増床や場所移動を伴うものも含めて46店舗の店舗改装を実施し、ショッピングイメージの一新、店舗の大型化に努めてまいりました。これらの結果、既存店売上高前期比は105.2%と好調に推移しました。

出店につきましては、新設の大型ショッピングセンターだけでなく、既存の優良なショッピングセンターにも出店を図り、新業態である財布専門店「SAC'S BAR PETIT COLLECT」3店舗を始めとして29店舗を出店しました。地域別内訳は、北海道・東北地区1店舗、関東地区11店舗、中部地区4店舗、近畿地区2店舗、中国・四国地区8店舗、九州地区3店舗であります。

一方、不採算店等13店舗を退店し、期末店舗数は514店舗となりました。

品種別の売上の状況では、メンズ・トラベルバッグはケース類を中心に好調に推移し、売上高は前期比13.0%増の15,978百万円となりました。インポートバッグは売上点数が増加し、売上高は前期比26.0%増の3,857百万円となりました。

財布・雑貨類のうち、雑貨はほぼ前期並みの売上に止まったものの、取扱いを強化した財布がブランド品を中心に売上を伸長し、財布・雑貨類としては売上高が前期比13.9%増の11,397百万円となりました。

カジュアルバッグは前期比1.5%増とわずかながら増加に転じ、売上高は5,198百万円となりました。ハンドバッグは、低価格帯の商品の売上減少が大きく、単価は上昇したものの、売上点数が減少したため、売上高は前期比1.5%減の5,147百万円となりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は42,007百万円（前事業年度比10.8%増）となりました。商品粗利益率につきましては、プライベートブランド商品等、高値入商品の売上高の増加、仕入条件の改善等により前年同期比0.3ポイント向上し、また、既存店売上の伸長等により販売費及び一般管理費率が同1.9ポイント低下したため、営業利益は3,056百万円（前事業年度比58.5%増）、経常利益は3,060百万円（前事業年度比60.1%増）とそれぞれ増益となりました。当期純利益につきましては、経常利益の大幅な増加と、前期において資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額277百万円を特別損失に計上していたため、1,519百万円（前事業年度比152.0%増）と大幅な増益となり、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益とも、過去最高となりました。

品種別売上高

商 品 別		金 額	構 成 比
小 売 販 売	ハ ン ド バ ッ グ	5,147 百万円	12.2 %
	カ ジ ュ ア ル バ ッ グ	5,198	12.4
	イ ン ポ ー ト バ ッ グ	3,857	9.2
	財 布 ・ 雑 貨	11,397	27.1
	メ ン ズ ・ ト ラ ベ ル バ ッ グ	15,978	38.1
	そ の 他	355	0.8
小 計		41,934	99.8
不 動 産 収 入		73	0.2
合 計		42,007	100.0

- (注) 1. 「その他」にはレザーウェア・毛皮、一部オリジナル商品等が含まれております。
2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当事業年度の所要資金は、自己資金および社債の発行により賄いました。

② 設備投資

当事業年度における新規開設店舗（計29店）は次のとおりであります。

地区別	店舗数	店舗名
北海道・東北	1店	函館上磯店
関東	11店	サックスパー越谷アウトレット店、さぎ沼店、高座渋谷店、自由が丘店、ラパックス成田空港第2店、サックスパープチコレクト青葉台店、グランサックス蒲田グランデュオ店、サックスパー湘南テラスモール店、バージョニー湘南テラスモール店、サックスパープチコレクト越谷レイク店、サックスパープチコレクト横浜ザ・ダイヤモンド店
中部	4店	扶桑店、上田アリオ店、清水バイドリーム店、静岡アスティ店
近畿	2店	四日市北店、猪名川店
中国・四国	8店	高知店、サックスパー高松店、ギガスタ倉敷店、グランサックス広島フジグラン、トランジットラウンジ徳島ゆめタウン店、サックスパー徳島ゆめタウン店、四万十店、南国店
九州	3店	福岡橋本店、沖縄リウボウ店、アーマ長崎店

これらの店舗の新設、既存店の改装およびその他の設備投資に伴う当事業年度の総投資額は1,724百万円です。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第36期 (平成21年 3 月期)	第37期 (平成22年 3 月期)	第38期 (平成23年 3 月期)	第39期 (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	36,346	36,625	37,927	42,007
当 期 純 利 益 (百万円)	908	681	602	1,519
1 株当たり当期純利益 (円)	47.37	36.27	32.09	80.85
総 資 産 (百万円)	21,792	22,474	23,628	26,363
純 資 産 (百万円)	13,421	13,857	14,226	15,539

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 第36期においては、新規出店効果が大きかったものの、既存店売上がやや低調に推移したため、売上高は伸び悩み、当期純利益は減少しました。
 3. 第37期においては、既存店売上が低調に推移したため、新規出店効果があったものの、売上高は微増に止まり、販売費及び一般管理費率が上昇し、当期純利益は減少しました。
 4. 第38期においては、既存店売上が堅調に推移し、また商品粗利益率が向上したため、営業利益、経常利益ともに増益となりましたが、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額等を特別損失に計上したため、当期純利益は減益となりました。
 5. 第39期の状況につきましては、前記「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(4) 対処すべき課題

流通業界においては、個人消費は緩やかな回復傾向にあると思われるものの、景気の先行きが依然として不透明な中で、本格的な回復にはまだまだ時間がかかるものと思われます。一方、新規の大型ショッピングセンターの開設は「まちづくり三法」の見直しにより、減少しております。

このような状況下において、当社は、お客様に感動していただける最先端の業態開発を行なうことにより、新設の大型ショッピングセンター、既存の優良なショッピングセンターに積極的に出店してまいります。さらに、大型ショッピングセンターには、複数出店を行なうことにより、店舗網の拡充を図ってまいります。また、都心部の再開発の増加に対応し、小面積対応の新業態を開発し、都心部の商業施設に積極的に出店してまいります。既存店については、増床や場所移動を伴う店舗改装を積極的に行ない、店舗効率を高めてまいります。

商品面においては、鞆・袋物業界に限らず、服飾雑貨等も含めて、常に新規ブランドや新規アイテムの導入に努めるとともに、オリジナル商品の開発に努めてまいります。好調な財布、メンズ・トラベルバッグ、インポートバッグについては商品構成のさらなるレベルアップを図るとともに、売上が伸び悩んでいるハンドバッグ、カジュアルバッグ、雑貨についても商品構成の再構築を行ない、売上伸長を図ってまいります。

利益面につきましては、オリジナル商品、メーカーコラボレート商品等の取組を強化し、売上を拡大し、また、POSシステムの有効活用等により仕入条件の改善を行なうことにより商品粗利益率を改善してまいります。さらに、人件費・家賃を始めとした諸経費については変動費と捉え、常に見直しを行ない、その節減、抑制を図り、利益の拡大を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容

当社は、鞆・袋物および財布・雑貨類を主とした各種商品を取り扱い、全国に514店の店舗を有する小売専門店チェーンを運営し、また、一部卸売販売を行っております。

販売方法は、店頭販売を主力に一部各種催事販売を併用しており、その大半は現金小売販売の形態をとっております。

当社の有するショップブランドは、20ブランドであり、立地、出店政策、販売政策等にあわせてブランド展開を行っております。

なお、このほかに不動産賃貸を行っております。

(6) 主要な営業所及び使用人の状況

① 主要な営業所

- a. 本社 東京都葛飾区新小岩 1丁目48番14号
- b. 営業店 514店

地区別	店舗数	都道府県別店舗数
北海道・東北	40店	北海道16店、青森県8店、岩手県4店、宮城県10店、福島県2店
関東	182店	茨城県15店、栃木県6店、群馬県7店、埼玉県35店、千葉県24店、東京都55店、神奈川県40店
中部	74店	山梨県7店、長野県11店、新潟県7店、富山県1店、岐阜県8店、静岡県15店、愛知県25店
近畿	67店	三重県2店、京都府7店、大阪府28店、兵庫県19店、奈良県4店、和歌山県4店、滋賀県3店
中国・四国	59店	鳥取県2店、島根県4店、岡山県7店、広島県16店、山口県9店、徳島県3店、香川県7店、愛媛県8店、高知県3店
九州	92店	福岡県32店、佐賀県5店、長崎県8店、熊本県15店、大分県8店、宮崎県6店、鹿児島県9店、沖縄県9店

- c. その他
商品部事務所（東京都台東区）

② 使用人の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	204名	+3名	37.9歳	12.3年
女 性	137	+5	38.4	8.7
合計又は平均	341	+8	38.1	10.8

(注) 上記従業員数には、パートタイマー1,651名（1日8時間換算による月平均人数）は含まれておりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 普通株式 31,200,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 19,006,089株
(自己株式900,511株を除く)

(3) 当事業年度末の株主数 5,751名

(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 エ ム ケ ー 興 産	7,159,200 株	37.7 %
従 業 員 持 株 会	757,404	4.0
取 引 先 持 株 会	725,100	3.8
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	698,000	3.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	613,400	3.2
木 山 茂 年	570,800	3.0
木 山 昭 栄	553,800	2.9
木 山 剛 史	367,200	1.9
株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	281,600	1.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	258,400	1.4

(注) 当社は、自己株式900,511株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

平成22年2月23日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の払込金額

払込みを要しない

②新株予約権の行使価額

1個につき333,000円

③新株予約権の行使条件

権利行使時においても当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要す

④新株予約権の行使期間

平成24年2月24日から平成27年2月23日まで

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役	36個	普通株式 36,000株	4名

(注) 監査役が保有する新株予約権等はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 当社の会社役員に関する事項

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役社長	木 山 茂 年	
専務取締役	坂 田 寛	第2販売部長
常務取締役	山 田 陽	管理部長
常務取締役	木 山 剛 史	第3商品部長
取締役	鵜 飼 茂	経理部長
取締役	伊 藤 豊	第1商品部長
取締役	高 野 正	第7販売部長
取締役	加 納 弘	第4販売部長
取締役	丸 山 文 夫	
監査役(常勤)	宮 崎 健一郎	
監査役(常勤)	大 岡 秀次郎	
監査役	若 山 正 彦	

- (注) 1. 取締役丸山文夫氏(独立役員)は社外取締役であります。
 2. 監査役大岡秀次郎氏(独立役員)および若山正彦氏は社外監査役であります。
 3. 取締役丸山文夫氏は税理士の資格を有しております。

(2) 当事業年度に係る役員報酬等の総額

	支給人数	報酬等の総額
取 締 役	9名	108百万円
監 査 役	3名	14百万円
合 計	12名	122百万円

- (注) 1. 上記の報酬等の総額には、役員賞与引当金25百万円および役員退職慰労引当金の当事業年度増加額8百万円が含まれております。
 2. 社外役員3名に対する報酬等の総額は9百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	丸山 文夫	当事業年度開催の取締役会には、20回中20回出席し、必要に応じ主に税理士としての専門的見地から、適宜発言を行なっております。
監査役	大岡 秀次郎	当事業年度開催の取締役会には、20回中20回、また、監査役会には、13回中13回出席し、必要に応じ主に出身分野である商社での経験・見地から、適宜発言を行なっております。
監査役	若山 正彦	当事業年度開催の取締役会には、20回中20回、また、監査役会には、13回中13回出席し、必要に応じ主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について適宜発言を行なっております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社定款第32条において、社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、社外取締役との間で責任限定契約を締結していません。

当社定款第46条において、社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、社外監査役との間で責任限定契約を締結していません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支払額
1. 当事業年度にかかる報酬等の額	36百万円
2. 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、平成17年6月にコンプライアンス基本方針を制定・施行し、取締役ならびに使用人が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組むなど、内部統制システムの充実に努める。さらに、株主・投資家の皆様への情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を念頭に、経営の透明性を高めるよう努める。

また、当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力からの不当・不法な要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の重要な会議の議事録や「稟議決裁権限規程」に基づいて決裁された稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき作成し、文書または電磁的媒体に記録し、定められた期間、適切に保存及び管理するとともに、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態で管理している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、会社が危機に直面したときの対応について、「危機管理規程」を平成17年に制定し、代表取締役の下に危機管理体制を構築した。
- ② 代表取締役を最高責任者とし、情報管理責任者を中心に各所管部署長（経理部長、内部監査室長、企画室長、営業担当役員、開発部長、商品部長、総務部長、監査役）で構成される「情報委員会」を原則、月2回開催している。
- ③ 代表取締役社長に直属する部署として、内部監査を実施する内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば監査方法の改訂を行なう。
- ④ 内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会及び担当部署に通報される体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基盤として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
 - ② 取締役会決議を必要とする案件については、予め配付された判断資料に基づき、関係する使用人にその説明を求め議論をする。
 - ③ 業務執行を担当する取締役は「業務分掌規程」等に定める手続きにより必要な決定を行ない、これらの規程が法令の改廃及び職務執行の効率化の必要のある場合は、随時見直しを行なう。
5. 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令・定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範としてコンプライアンス基本方針を制定し、コンプライアンス強化のための指針とする。

また、コンプライアンス基本方針の徹底を図るため、内部監査室が各部門におけるコンプライアンスの取り組みを統括し、同室を中心に従業員教育を行ない、コンプライアンスの状況を監査する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての具体的内容については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役がその職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
 - ② 監査役がその職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要会議に出席することにより、業務執行状況を把握するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人から説明を求める。

取締役及び使用人は、法定の報告事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事実を知った場合には、速やかに監査役会に報告する。
9. その他監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役会は独自に意見を形成するために、社外監査役のうち1名は弁護士を選任することを原則とする。
 - ② 監査役は、「監査役規程」に基づく独立性と権限により、必要と認められた場合は随時監査役会を開催している。
 - ③ 会計監査人である監査法人から監査役への監査計画及び監査結果に関しての説明会を設ける。

(注) 本事業報告中の記載金額はすべて消費税等抜きで表示しており、また表示単位未満の端数は切り捨て、比率については四捨五入としております。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	15,851,479	流 動 負 債	7,193,677
現金及び預金	4,466,348	支払手形	403,100
掛金	3,236,435	買掛金	3,518,935
商品及び製品	7,702,989	リース負債	316,886
原材料及び貯蔵品	20,297	1年内償還予定の社債	100,000
前払税金	14,387	未払費用	619,753
繰延税金資産	246,849	未払法人税等	748,451
未収金	103,761	未払消費税	989,954
倒引当金	73,108	賞与引当金	123,424
	△12,700	役員賞優待引当金	71,496
固 定 資 産	10,512,092	株主優待引当金	251,750
有形固定資産	3,557,027	前払引当金	25,200
建物	1,560,382	固定負債	18,000
構築物	1,102	社債	6,725
車両運搬具	694	社債	3,630,173
土地区画整理費	269,429	退職給付引当金	1,600,000
リース資産	954,152	退職給付引当金	511,935
建設仮勘定	691,805	退職給付引当金	494,023
	79,461	退職給付引当金	128,741
無形固定資産	42,854	退職給付引当金	319,247
ソフトウェア	29,770	退職給付引当金	509,284
電話加入権	8,115	退職給付引当金	66,941
商標	4,968	負債合計	10,823,851
投資その他の資産	6,912,210	(純資産の部)	
投資有価証券	32,893	株 主 資 本	15,513,656
確定拠出年金	1,050	資 本 金	2,986,400
再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	23,015	資 本 剰 余 金	4,182,654
敷金及び借入金	5,948,973	資本剰余金	4,176,790
店舗賃借料	89,498	その他の資本剰余金	5,864
長期前払費用	181,044	利 益 剰 余 金	8,699,112
繰延税金資産	488,207	利益剰余金	127,000
倒引当金	169,230	その他の利益剰余金	8,572,112
	△21,702	別途積立金	6,800,000
		繰越利益剰余金	1,772,112
		自己株式	△354,510
		評価・換算差額等	6,281
		その他有価証券評価差額金	6,281
		新株予約権	19,783
資 産 合 計	26,363,572	純 資 産 合 計	15,539,720
		負債純資産合計	26,363,572

損益計算書

(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		42,007,834
売上原価		22,929,705
売上総利益		19,078,128
販売費及び一般管理費		16,021,422
営業利益		3,056,706
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,809	
その他の	83,179	87,988
営業外費用		
支払利息	39,246	
支払保証料	6,483	
その他の	38,711	84,441
経常利益		3,060,253
特別利益		
受取補償金	5,826	
新株予約権戻入益	49,371	55,197
特別損失		
固定資産除却損	50,356	
店舗閉鎖損	18,140	
減損損	63,773	132,269
税引前当期純利益		2,983,181
法人税、住民税及び事業税	1,437,550	
法人税等調整額	26,555	1,464,105
当期純利益		1,519,076

株主資本等変動計算書

(自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
平成23年4月1日残高	2,986,400	4,176,790	8,932	4,185,722	127,000	6,450,000	847,268	7,424,268
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△244,232	△244,232
別途積立金の積立						350,000	△350,000	—
当期純利益							1,519,076	1,519,076
自己株式の処分			△3,067	△3,067				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	△3,067	△3,067	—	350,000	924,843	1,274,843
平成24年3月31日残高	2,986,400	4,176,790	5,864	4,182,654	127,000	6,800,000	1,772,112	8,699,112

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
平成23年4月1日残高	△440,796	14,155,594	3,992	66,564	14,226,151
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△244,232			△244,232
別途積立金の積立		—			—
当期純利益		1,519,076			1,519,076
自己株式の処分	86,286	83,218			83,218
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—	2,288	△46,781	△44,492
事業年度中の変動額合計	86,286	1,358,062	2,288	△46,781	1,313,569
平成24年3月31日残高	△354,510	15,513,656	6,281	19,783	15,539,720

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商 品……売価還元法による原価法

材 料……移動平均法による原価法

貯 蔵 品……最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法

（リース資産を除く） ただし、不動産賃貸事業用の建物（一部本社使用）については、定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産……ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外フ……リース期間定額法

ファイナンス・リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

リース取引に係る
リース資産

(4) 長期前払費用……均等償却

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
 - a 一般債権
貸倒実績率法によっております。
 - b 貸倒懸念債権及び破産更生債権
財務内容評価法によっております。
- (2) 賞与引当金……従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。
- (5) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (6) 株主優待引当金……株主優待制度に基づき、将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎にして当期末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 繰延資産の処理方法
社債発行費……支出時に全額費用計上しております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 重要な会計方針の変更

- (1) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用
当事業年度の期首以後に行なわれる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(2) 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率が変更されるとともに、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度については、復興特別法人税が課税されることとなりました。

これに伴い、平成24年4月1日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は40.58%から38.80%に変更となります。また、平成27年4月1日から開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は35.96%に変更となります。

この変更により、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が65,628千円減少し、その他有価証券評価差額金（貸方）が453千円増加、費用計上された法人税等調整額（借方）が66,081千円増加しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

有形固定資産の減価償却累計額 3,899,546千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 19,906,600株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 900,511株
3. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	244,232	13	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①配当金の総額 380,121千円

②1株当たり配当額 20円

③基準日 平成24年3月31日

④効力発生日 平成24年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 421,000株

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	178,673千円
賞与引当金	97,679千円
未払事業税	72,156千円
役員退職慰労引当金	49,287千円
商品評価損	24,636千円
減損損失	75,605千円
資産除去債務	183,564千円
その他	105,413千円
繰延税金資産合計	787,016千円

繰延税金負債

資産除去債務に対する除去費用	△48,432千円
その他有価証券評価差額金	△3,526千円
繰延税金負債合計	△51,959千円
繰延税金資産の純額	735,057千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%
住民税均等割等	5.8%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.2%
その他	<u>△0.6%</u>
法人税等の負担率	49.1%

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

(1) リース資産の内容

①有形固定資産

主として、店舗の内装設備(器具備品)であります。

②無形固定資産

主として、店舗のPOSシステムであります。

③オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	257,153千円
1年超	316,752千円
計	<u>573,905千円</u>

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

〔金融商品に関する注記〕

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、過去に取り組んだ定期預金及び株式を除いて、資金運用につきましては、現在は行なっておりません。また、資金調達につきましては、長期資金として私募債がありますが、設備資金としてリース及び割賦による資金調達を行なっております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に基づきリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、四半期ごとに時価の把握を行なっております。

資金調達に係る流動性リスクについては、現在は借入金による調達は行なっておりませんが、手許流動性については、経理部で月次において、一定期間の資金収支の見込みを作成して管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額*1	時価*1	差額
(1) 現金及び預金	4,466,348	4,466,348	—
(2) 売掛金	3,236,435		
貸倒引当金（*2）	△12,700		
	3,223,735	3,223,735	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	32,893	32,893	—
(4) 敷金及び保証金	5,948,973	5,144,025	△804,948
(5) 支払手形	(403,100)	(403,100)	—
(6) 買掛金	(3,518,935)	(3,518,935)	—
(7) 未払金（*4）	(430,081)	(430,081)	—
(8) 未払費用	(748,451)	(748,451)	—
(9) 未払法人税等	(989,954)	(989,954)	—
(10) 1年内償還予定の社債	(100,000)	(100,000)	—
(11) 社債	(1,600,000)	(1,600,000)	—
(12) リース債務（*3）	(828,821)	(820,350)	(△8,470)
(13) 長期末払金（*4）	(508,919)	(486,856)	(△22,062)

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）売掛金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

（*3）1年以内のリース債務を含めております。

（*4）1年以内の長期末払金189,671千円は未払金から除いており、長期末払金を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

これらの時価については、長期の市場金利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 支払手形、並びに(6) 買掛金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等、(10) 1年内償還予定の社債

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を、新規調達を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(12) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規にリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(13) 長期未払金

長期未払金の時価については、元利金の合計額を、新規に割賦契約を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

〔賃貸等不動産に関する注記〕

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において賃貸用のオフィスビル(土地を含む)を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
756,405	739,821

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価より減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行なったものを含む)であります。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

役員及び個人主要株主等

(単位:千円)

属性	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	(株)エムケー興産	被所有 直接37.7%	建物賃借 役員の兼任	店舗(本店) の賃借	10,944	前払費用	957

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注1) (株)エムケー興産は、当社の筆頭株主であり、当社代表取締役木山茂年が議決権の32.0%、当社取締役木山剛史が議決権の16.6%、当社取締役木山剛史が発行済株式の100%を所有するディーアンドケー(株)が議決権の49.8%、当社代表取締役木山茂年の配偶者である木山昭栄が議決権の1.6%を直接保有する、財産保全会社であります。

(注2) 建物の賃借については、賃貸人の賃貸に係るコストを参考にして賃借料を決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | | |
|----|------------|----------|
| 1. | 1株当たり純資産額 | 816円 58銭 |
| 2. | 1株当たり当期純利益 | 80円 85銭 |

〔その他の注記〕

1. 減損損失に関する注記

当社は、資産を賃貸資産、店舗、共有資産及び遊休資産にグループ化し、減損損失の認識を行なっております。

その結果、店舗については売上の不振により、20店舗について減損損失63,773千円を特別損失に計上しております。その内訳は、建物32,569千円、器具備品3,058千円、リース資産28,146千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値(割引率6%)により算出された金額を使用しております。

2. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を店舗の建物附属設備の耐用年数と同じ10年とし、割引率は国債利回り1.255%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	476,610千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	36,091千円
履行による減少額	△9,349千円
時の経過による調整額	5,930千円
期末残高	<u>509,284千円</u>

3. その他の追加情報

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月22日

株式会社東京デリカ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 斎 藤 昇 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 義 仁 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京デリカの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成いたしました監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担などを定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、取締役、内部監査室長その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、月次に行われる重要な経営にかかわる会議、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人ならびに監査法人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月20日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月25日

株式会社東京デリカ 監査役会

常勤監査役 宮崎 健一郎 ㊞

常勤監査役 大岡 秀次郎 ㊞

監査役 若山 正彦 ㊞

(注) 監査役大岡秀次郎、監査役若山正彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な課題の一つと考えております。企業経営基盤を強化し、新たな事業展開に必要な資金の内部留保に努めつつ、安定的・漸増的な配当を継続することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円

総額380,121,780円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成24年6月28日

2. その他剰余金の処分に関する事項

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、以下のとおり、繰越利益剰余金を取り崩し、別途積立金に振り替えるものであります。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金

1,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金

1,000,000,000円

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	候補者の有する当社株式の数
1	きやま しげとし 木 山 茂 年 (昭和17年3月5日生)	昭和44年3月 (資)丸二商会（当社の前身）入社 昭和49年8月 当社設立代表取締役社長（現任）	570,800株
2	さかた ゆたか 坂 田 寛 (昭和19年4月30日生)	昭和44年11月 (資)丸二商会（当社の前身）入社 昭和49年8月 当社設立取締役 昭和50年2月 同第2ブロック統括部長 昭和61年2月 同第2販売部長（現任） 平成6年9月 同常務取締役 平成18年6月 同専務取締役（現任）	95,700株
3	やまだ よう 山 田 陽 (昭和35年5月1日生)	昭和58年3月 当社入社 昭和63年12月 同社長室長 平成4年4月 同管理部長（現任） 平成4年6月 同取締役 平成16年6月 同常務取締役（現任）	55,528株
4	きやま たけし 木 山 剛 史 (昭和41年7月30日生)	平成2年4月 当社入社 平成4年4月 同総務部課長代理 平成10年4月 同第3販売部長 平成11年6月 同取締役 平成19年6月 同常務取締役（現任） 平成22年3月 同第3商品部長（現任）	367,200株
5	いとう ゆたか 伊 藤 豊 (昭和22年2月18日生)	昭和45年10月 (資)丸二商会（当社の前身）入社 昭和50年2月 当社第3ブロック統括部長 昭和51年5月 同取締役 昭和61年2月 同第6販売部長兼商品部長 平成4年4月 同商品部長 平成12年4月 同第2商品部長 平成18年6月 同取締役（現任） 平成20年7月 同商品部長 平成21年5月 同第1商品部長（現任）	100,000株
6	たかの ただし 高 野 正 (昭和25年1月14日生)	昭和43年3月 洋服のトミン入社 昭和53年2月 当社入社 平成4年6月 同第7販売部長（現任） 平成18年6月 同取締役（現任）	15,900株
7	かのう ひろし 加 納 弘 (昭和27年1月25日生)	昭和49年8月 (株)長崎屋入社 昭和54年3月 当社入社 平成2年6月 同第4販売部長（現任） 平成20年6月 同取締役（現任）	25,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当または重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式の数
8	*おがわ としゆき 小川 敏之 (昭和30年8月5日生)	昭和54年3月 当社入社 平成13年5月 同第6販売部長 平成21年3月 同第2商品部長(現任)	14,000株
9	まるやま ふみお 丸山 文夫 (昭和32年2月15日生)	昭和52年4月 (株)天野食品入社 昭和58年8月 (株)日本税経研究会入社 昭和60年5月 税理士登録 昭和60年11月 丸山文夫税理士事務所所長(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任)	1,000株

(注)1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 丸山文夫氏は、社外取締役候補者であります。

3. *印は、新任の取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役としての独立性について

丸山文夫氏は税理士としての専門的な知識、実務経験により、当社の業務執行につき、客観的視点で適切な意見をいただくと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

同氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間の当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。

同氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受取る予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

同氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

同氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

なお、同氏は平成22年6月より当社社外取締役をつとめており、その就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

当社の監査機能の一層の強化のため、新たに監査役1名の増員選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位または重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式の数
*うかい しげる 鵜飼 茂 (昭和18年1月19日生)	昭和36年3月 川崎製鐵(株)入社 平成16年2月 当社入社財務課長 平成16年6月 同経理部長(現任) 同取締役(現任)	17,200株

(注)1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. *印は新任の監査役候補者であります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役鵜飼茂氏は、本定時総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
鵜 飼 茂	平成16年6月 当社取締役 現在に至る

以 上

